

事 務 連 絡
令和7年3月21日

管理職員各位

総務部長 石川 健三
(公印省略)

服装の軽装化の本格実施について

昨今の気候変動や働き方改革の側面等を鑑み、令和7年4月から、業務内容や気候状況等に応じて、通年ノーネクタイなど原則、職員の自主的な判断による快適かつ働きやすい服装での勤務を本格実施することといたしました。

また、事務服及びき章の貸与につきましては、市職員の服装の軽装化、他自治体の状況及び財政負担の軽減等を鑑み、令和7年度から廃止いたします。

詳細は次のとおりとなりますので、周知をお願いいたします。

1 服装の軽装化について

(1) 基本的な考え方

ア 市職員の服装の基本は、『市民に不快感を抱かせない身だしなみ』であることを前提とし、市職員としての信頼を損なうことがないよう節度ある服装とする。

イ TPO（時、場所、場面）に応じた服装とするよう、十分配慮するなかで、働きやすい魅力的な職場づくりに繋げ、ひいては市民サービスの一層の充実化を図るものとする。

※ 軽装については、くれぐれも市民に不快感を抱かせないことを意識し、市職員としての信頼を損なうことがないよう節度ある服装としなければならない。

(2) 適用除外

ア 式典、外部主催会議等への出席の際は、原則として、軽装は不可とする。ただし、主催者側判断により認める場合はこの限りでない。

イ 議会に臨む服装については、軽装を不可とし、従前のおりとする。
(第2回定例議会及び第3回定例議会については、従前のクールビズ(ノーネクタイ)対応とする。)

(3) 対象者

全ての職員（再任用、会計年度任用職員含む。）

(4) 実施日

令和7年4月1日から

(5) その他

軽装については、職員の自主的な判断によるものとし、ネクタイ等の着用を禁止するものではない。